

(参考2)

第12回医療経済実態調査（医療機関等調査）（平成11年6月実施）について

○ 調査の客体び抽出方法

		病 院	一 診 療 般 所	歯 診 療 科 所	保 険 薬 局
調 査 客 体		・社会保険による診療・調剤を行っている全国の病院	・社会保険による診療・調剤を行っている全国の一般診療所	・社会保険による診療・調剤を行っている全国の歯科診療所	・1ヶ月の地方筆平均受付枚数が300枚以上の保険薬局
層 化 方 法	第一層化	・全国を9地域に分類	・全国を9地域に分類	・全国を9地域に分類	・全国を9地域に分類
	第二層化	・全国を国家公務員の調整手当における地域区分を5地域に分類	・全国を国家公務員の調整手当における地域区分を5地域に分類	・全国を国家公務員の調整手当における地域区分を5地域に分類	・全国を国家公務員の調整手当における地域区分を5地域に分類
	第三層化	・一般病院（特定機能病院及び歯科大学病院）、それ以外の一般病院及び精神病院ごとに開設者別（国立、公立、公的、医療法人、社保、その他法人、個人）に分類	・有床、無床の別に分類	・常勤の歯科医師数を1人、2人以上の区分に分類	・開設者別（個人、法人）に分類
抽 出 率		・1 / 5（但し特定機能病院・歯科大学病院については1/1）	・1 / 2 5	・1 / 5 0	・1 / 1 0

○ 調査内容

		病 院	一 診 療 般 所	歯 診 療 科 所	保 険 薬 局	
基 本 的 な 事 項	1. 開業年月日、建物建築年月日	○	○	○	○	
	2. 建物の保有形態・面積	自己所有	○	○	○	○
		賃借	○	○	○	○
		リース	○	○	○	○
		その他	○	○	○	○
	3. 管理者の年齢、性別	○	○	○	○	
	4. 病床の状況（病床数等）	○	○	—	—	
	5. 入院患者数	—	○	—	—	
	6. 外来診療の状況	初診患者数	○	○	○	—
再診患者数		○	○	○	—	
休診日数		—	○	○	—	
7. 従事者の状況（従事者別の人数）	○	○	○	○		
8. 包括点数の採用状況	○	—	—	—		
9. 院外処方せんの状況	○	—	—	—		

		病 院	一 診 療 般 所	歯 科 療 科 所	保 険 薬 局		
収	1. 医業収入	社保診療収入	(入院)○ ----- (外来)○	(入院)○ ----- (外来)○	○	○	
		公害等診療収入	(入院)○ ----- (外来)○	(入院)○ ----- (外来)○	○	○	
		その他の診療収入 (自費診療等)	(入院)○ ----- (外来)○	(入院)○ ----- (外来)○	○	○	
		特別の療養環境収入 (特別室の特別料金)	○	—	—	—	
		その他の医業収入 (保健予防活動収入等)	○	○ (受取利息等を含む)	○ (受取利息等を含む)	○ (受取利息等を含む)	
	2. 医業費用	給与費	○	○	○	○	
		医薬品費	○	○	○	○	
		木才米斗費(給食、診療 材料、消耗器具備品、歯科 材料費)	(給食)○ ----- (診療材料・消耗器具 備品費)○ ----- (歯科)○	(一括) ○	(一括) ○	—	
		委 託 費	検査	○	○	—	—
			給食	○	—	—	—
			洗濯	○	—	—	—
			廃棄物	○	○	○	—
			医療事務	○	○	○	○
			歯科技工料 その他	○ ○	— ○	○ ○	— —
		減 価 償 却 費	建 物	○	○	○	○
			医療機器	○	○	○	○
			その他	○	○	○	○
その他の医業費用 (経費、研究研修費等)	(経費)○ ----- (その他)○	(一括) ○ (支払利息等を含む)	(一括) ○ (支払利息等を含む)	(経費) ○ (寄付金等を含む)			
3. 医業外収入(受取利息、配当金、その他)	○	—	—	—			
4. 医業外費用(支払利息、配当金、その他)	○	—	—	—			
5. 特別損益(固定資産売却に伴う損益)	○	—	—	—			
6. 補助金・負担金	○	—	—	—			
7. 税金	○	○	○	○			
給 与	1. 職種別給与費	病院長 医師・歯科医 薬剤師 看護職員 看護補助職員 医療技術員 事務員 技能労務員・労務員 役員	○	—	—	—	
	2. その他(賞与額、退職金、法定福利費)		○	—	—	—	

			病 院	一 般 療 所	歯 科 療 所	保 險 薬 局		
資 産 ・ 負 債	1. 資産	流動資産	現金・預金	○				
			医業未収金	○				
			有価証券	○	—	—	—	
			医薬品	○				
			その他	○				
		固定資産	有形固定資産	土地	○			
				建物	○	(一括) ○	(一括) ○	(一括) ○
			医療機器備品	○				
			その他	○				
	無形固定資産	○						
	その他	○						
	繰延資産 (創業費等)	○	—	—	—			
	合 計	○	○	○	○			
	2. 負債	流動負債	買掛金 支払手形 その他	○	—	—	—	
短期借入金			○	(借入金一括) ○	(借入金一括) ○	(借入金一括) ○		
固定負債		長期借入金	○	—	—	—		
		その他	○	—	—	—		
合 計		○	○	○	○			
調査月直近1年間の設備投資額 (土地、建物、医療用機器(調剤用機器) その他有形固定資産)			○	○	○	○		
福 利 厚 生 費 ・ 租 税 公 課 等	1. 通勤手当		○	○	○	—		
	2. 福利厚生費		○	—	—	—		
	3. 光熱水費		○	—	—	○		
	4. 賃借料	土地	○	—	—	○		
		建物	○	○	○	○		
		設備機械	○	○	○	○		
	5. 損害保険料		○	○	○	○		
	6. 租税公課		○	○	○	○		
7. 寄付金		○	○	○	○			
8. 支払利息		○	○	○	○			

(注1)「調査月直近1年間の設備投資額」は平成10年(度)末と平成9年(度)の帳簿価格の差額より求めたものである。

(注2)保険薬局については上記の他に処方箋、医薬品の状況(処方箋発行医療機関数、処方箋1枚当たり平均投与日数・医薬品数、調剤用備蓄医薬品目数、調剤用医薬品廃棄額)についても調査。

第 1 2 回 医 療 経 済 実 態 調 査 （ 医 療 機 関 等 調 査 ） 要 綱

1. 調査の目的

病院、一般診療所及び歯科診療所並びに保険薬局における医業経営等の実態を明らかにし、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備することを目的とする。

2. 調査の内容

病院、一般診療所及び歯科診療所並びに保険薬局について、施設の概要、収支の状況、資産及び負債、従事者の人員及び給与、設備投資の状況等の調査を行う。

3. 調査の対象

社会保険による診療報酬による診療・調剤を行っている全国の病院、一般診療所、歯科診療所及び1か月間の処方せん平均取扱枚数が300枚以上の保険薬局を対象とする。

ただし、特定人のために開設されている閉鎖的なもの、感染症病床のみを有する病院、結核療養所、原爆病院、自衛隊病院等の特殊な病院並びに刑務所、船内等に設置される一般診療所及び歯科診療所は除外する。

また、歯科併設の一般診療所、臨床検査センター、夜間診療所、巡回診療所及び1か月間の診療時間が100時間未満であると推定された医療機関は調査対象から除外する。

4. 調査の客体及び抽出方法

調査対象となる医療機関等から、それぞれ次の方法によって抽出した施設を調査客体とする。

(1) 病 院

ア 層化無作為抽出法による。

イ 第1の層化は、全国の都道府県を次の9の地域に分類し、この区分によって行う。

地 域	都 道 府 県
北 海 道	北海道
東 北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関 東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、 新潟、山梨、長野
東 海	岐阜、静岡、愛知、三重
北 陸	富山、石川、福井
近 畿	滋賀、京都、奈良、大阪、兵庫、和歌山
中 国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四 国	徳島、香川、愛媛、高知
九 州	福岡、佐賀、長崎、大分、熊本、宮崎、鹿児島、 沖縄

ウ 第2の層化は、全国を国家公務員の調整手当における地域区分を5地域に分類し、この区分によって行う。(区分については別紙参照)

エ 第3の層化は、一般病院（特定機能病院及び歯科大学病院）、それ以外の一般病院及び精神病院（許可病床のすべてが精神病床であるもの）別に開設者（国立、公立、公的、医療法人、社会保険関係法人、その他の法人、個人）ごとに分類し、この区分によって行う。

オ 抽出率は、一般病院（特定機能病院及び歯科大学病院）については1/1、その他については1/5とする。

(2) 一般診療所

ア 層化無作為抽出法による。

イ 第1、第2の層化は、病院と同じ地域分類によって行う。

ウ 第3の層化は、有床、無床の別に分類し、この区分によって行う。

エ 抽出率は1/25とする。

(3) 歯科診療所

ア 層化無作為抽出法による。

イ 第1、第2の層化は、病院と同じ地域分類によって行う。

ウ 第3の層化は、常勤の歯科医師数を、1人、2人以上の区分に分類し、この区分によって行う。

エ 抽出率は1/50とする。

(4) 保険薬局

ア 層化無作為抽出法による。

イ 第1、第2の層化は、病院と同じ地域分類によって行う。

ウ 第3の層化は、開設者（個人、法人）の別に分類し、この区分によって行う。

エ 抽出率は1/10とする。

5. 調査主体

中央社会保険医療協議会

6. 調査の時期

平成11年6月の1月間について実施する。

7. 調査事項

調査票に掲げる事項とする。

8. 調査の方法

(1) 調査は、往復郵送方式により行う。

(2) 調査票の記入は、医療機関等管理者の自計申告の方法による。

9. 結果の公表

調査の結果については、中央社会保険医療協議会の議を経て、速やかに公表する。

国家公務員の調整手当に係る級地区分

都道府県名	甲 地			乙 地		その他	
	(12/100)	(10/100)	(6/100)				
北海道				(札幌市)	(小樽市)	左 記 以 外 の 地 域	
青森県							
岩手県							
宮城県				仙台市			
秋田県							
山形県							
福島県							
茨城県							
栃木県							
群馬県							
埼玉県				川越市 川口市 浦和市 大宮市 所沢市 岩槻市 狭山市	草加市 越谷市 戸田市 朝霞市 志木市 和光市		
千葉県				千葉市 市川市 松戸市 習志野市	柏市 浦安市 四街道市 (船橋市)		
東京都	東京23区	八王子市 立川市 武蔵野市 三鷹市 府中市 調布市	小金井市 国分寺市 国立市 田無市 狛江市		昭島市 町田市 小平市 日野市 東村山市 福生市		清瀬市 武蔵村山市 多摩市 稲城市 (青梅市) (保谷市)
神奈川県		横浜市 川崎市 横須賀市 鎌倉市	(三浦郡葉山町)	平塚市 藤沢市 小田原市 相模原市 三浦市	厚木市 大和市 伊勢原市 海老名市		
新潟県							
富山県							
石川県							
福井県							
山梨県							
長野県							
岐阜県							
静岡県				(静岡市) (熱海市)	(伊東市)		
愛知県		名古屋市		岡崎市			
三重県				大津市 宇治市	(向日市)		
滋賀県							
京都府		京都市					
大阪府		大阪市 豊中市 池田市 吹田市 高槻市 守口市 枚方市	茨木市 八尾市 寝屋川市 箕面市 (堺市) (岸和田市) (東大阪市)	高石市 (泉大津市) (貝塚市) (泉佐野市) (富田林市) (和泉市)	羽曳野市 門真市 (柏原市)		
兵庫県		神戸市 尼崎市 西宮市	芦屋市 宝塚市	伊丹市	(姫路市) (明石市) (川西市)		
奈良県					奈良市 生駒市 大和郡山市		
和歌山県					(和歌山市)		
鳥取県							
島根県							
岡山県				(岡山市)			
広島県				広島市			
山口県				(下関市)			
徳島県							
香川県							
愛媛県							
高知県							
福岡県				(北九州市) (福岡市)	(久留米市) (飯塚市)		
佐賀県							
長崎県					(長崎市)		
熊本県							
大分県							
宮崎県							
鹿児島県							
沖縄県							